広島県議会情報公開条例 \mathcal{O} 一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県条例第十八号

広島県議会情報公開条例の一部を改正する条例

する。 広島県議会情報公開条例 (平成十四年広島県条例第二十五号) の一部を次のように改正

改正する。 次の表の改正前 の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

| 附則 |
|---|
| 図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、島県議会事務局(以下「議会事務局」という。第二条 この条例において「公文書」とは、広(定義) |
| 第二条 この条例において「公文書」とは、広(定義) |

) に対し、公文書の開示を請求することがでり、広島県議会議長(以下「議長」という。第五条 何人も、この条例の定めるところによ(長方を討すてきるもの) きる。

一 削除 第十条 (略) (公文書の開示義務)

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他該事業に関する情報を除く。)であって、個人に関する情報(事業を営む個人の当 図画

とができる。
り、議長に対し、公文書の開示を請求するこり、議長に対し、公文書の開示を請求するこ第五条 何人も、この条例の定めるところにより、『『『『『『『『『『『『『』』』』。

第十条 (略) (公文書の開示義務)

法令又は条例等 の定めるところにより、 「法令等」 開示することが いう

得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、若しくは識別され、若しくは識別され、個人に関する情報を除く。)であって、できないと認められる情報

を除く。 を能力をさせのを含む。)又は特定の個人を識別することにすることはできないが、公にすることにより、特定の個人を識別することができるとにより、特定の個人を識別することにあできるもの。ただし、次に掲げる情報と照合することを除く。 た一切の は音声、動作その他の方法を用的記録に記載され、若しくは記 事項をいう。 次条第二項において は記録され、又

イ 情れう 、又は公にすることが予定されている)の規定により又は慣行として公にさ法令又は条例等(以下「法令等」とい

二の二 個人情報の保護に関する法律(平成二の二 個人情報の保護に関する法律(平成三の二 個人情報の保護に関する保有個人情報がら削除した同法第二条第一項第一号において「行政機関等匿名加工情報」といい。 又は行政機関等匿名加工情報」といい。 又は行政機関等匿名加工情報」といい。 又は行政機関等匿名加工情報」といい。 文は行政機関等匿名加工情報、同条第一項に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する記述等者しては同条第二項に規定する記述等を置いる。 する個人識別符号

三

(部分開示) 一条

2 開示請求に係る公文書に前条第二号に該当する情報(特定の個人を識別することができることなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いたる別は、同号の情報に含まれないものとみないと、前項の規定を適用する。

を納めなければならない。ただし、次に掲げ別表第一に定める区分及び金額による手数料第十五条 議長に対して開示請求をする者は、(開示請求に係る手数料等) る場合には手数料を徴収しない。

報保護条例 (令和五年広) 第十六条 議長は、法令等 (他の制度等との調整) (令和五年広島県条例第 島県条例第 号) (広島県議会個人情

あるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。り、なお個人の権利利益を害するおそれがすることはできないが、公にすることによなるものを含む。)又は特定の個人を識別特定の個人を識別することができることと

いる情報にされ、又は公にすることが予定されてにされ、又は公にすることが予定されて法令等の規定により又は慣行として公

口

三

第十一条 (部分開示)

2 開示請求に係る公文書に前条第二号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項号の規定を適用する。

費用を負担しなければならない。 第十五条 第五条の規定による請求に係る公文 等十五条 第五条の規定による前求に係る意見書若しくは ではるがは、当該交付に要する では、当該交付に要する では、当該交付に要する

報保護条例(平成十七年広島県条例第六十六第十六条 議長は、法令等(広島県議会個人情(他の制度等との調整)

(広島県議会情報公開 • 個人情報保護審査会

第二十条 以下「審査会」という。)を置く。
以下「審査会」という。)を置く。
見を求められた事項について審議するため、
見を求められた事項について審議するため、
県議会個人情報保護条例第四十五条により意

略)

第二十六条 笆 (手数料等) 二に定める区分及び金額による手数料(以下付を受ける審査請求人又は参加人は、別表第 「手数料」 とい 第二十四条第一項の規定による交 を納めなければならな

交付の際に納めなければならない。

手数料は、第二十四条第一項の規定による

し、又は免除することができる。の理由があると認めるときは、手数料を減額第二十七条 審査会は、経済的困難その他特別(手数料の減免)

第二十 名二十八条 前二条に定めるもののほか、で「手数料に係る委任」 料に関し必要な事項は、 手数

第二十九条 第三十三条

(第十五条関系)

| | | | | ι⁄٠, |
|--------------------|---|------------------------------|----|----------------|
| スクに複写すること電磁的記録を光ディ | 交付 交付 交付 交付 交付 交付 で複写され、又 | の交付の交付の交付の方がある。 | 区分 | 2.表第一(第十丑条]以6/ |
| き百円 光ディスク一枚につ | 円紙一枚につき 〇円 | 用紙一枚につき二〇 円 (用紙の両面を用) | 金額 | |

号)を除く。次項において同じ。)の規定に場合には開示をしない旨の定めがあるときは、に規定する方法と同一の方法による開示を行いる場合にあっては、当該同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)いる場合にあっては、当該期間内に限る。)かない。ただし、当該法令等の規定に一定のわない。ただし、当該法令等の規定にあっては、当該法令等の規定にあっては、当該法令等の規定において同じ。)の規定に

(広島県議会情報公開· 個人情報保護審查会

第二十条 護審査会(以下「審査会」という。)を置するため、広島県議会情報公開・個人情報保項により意見を求められた事項について審議県議会個人情報保護条例第三十二条の二第一二十条 第十七条の二第一項の規定又は広島

第二十六条—第三十条

別表第二(第二十六条関係) 交付は出力された用紙の日黒で複写され、又 の交付 又は出力された用紙 の交付 別に定める。
別に定める。 による交付による交付による交付に複写すること 電磁的記録を光ディ による交付 別に定める。
著の用紙及び光ディスクの規格は、 円(用紙の両面を用 円(用紙の両面を用 き百円 光ディスク一枚につ 金 額 議長が 議長が

附 則

(施行期日)

この条例は、 令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 は、 定は、施行日以後にされた開示請求について適用し、 この条例による改正後の広島県議会情報公開条例第十条、第十一条及び第十五条の規 なお従前の例による。 同日前にされた開示請求について